



長野県報

10月6日(月)
平成15年
(2003年)
第1497号

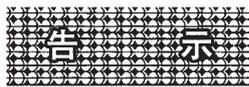
目次

告示

- 土地収用法に基づく事業の認定(企画課) 1
- 病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部改正(医務課) 2

公告

- 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) 2
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病発生の報告(畜産課) 2
- 土地改良区の役員の就任及び退任(土地改良課) 3
- 開発行為に関する工事の完了(4件)(建築管理課) 3
- 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(水道課) 4



長野県告示第478号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年10月6日

長野県知事 田中康夫

- 起業者の名称
社会福祉法人アルプス福祉会
- 事業の種類
知的障害者通所授産施設(知的障害者デイサービスセンター併設)第2コムハウス建設事業
- 起業地
 - 収用の部分
松本市大字新村字北原地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 法第20条第1号要件(収用適格事業)
本件事業は、法第3条第23号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。
 - 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
本件事業の起業者である社会福祉法人アルプス福祉会は、理事会において施設建設につき議決されていること、施設建設に関して県補助金の内示を受けるなど必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
 - 本件事業の施行により得られる利益
社会福祉法人アルプス福祉会は、平成10年の法人設立以降、

松本市寿豊丘地籍に知的障害者通所授産施設等を開設し、これまで松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡で構成する松本圏域において、知的障害者福祉の発展に努めてきた。近年、知的障害者の福祉ニーズは、福祉的就労のできる施設や在宅福祉サービスを利用して地域で生活する志向が高まってきているが、これらの中活動を提供する施設が不足している。松本圏域内にある松本養護学校高等部卒業生の進路調査によれば、今日の厳しい経済情勢の中において一般企業への就職が大変難しい実態にあることから、通所型授産施設の需要が増加している。特にこうした施設のない松本市西部地域への設置を願う声が多い状況である。また、就労が困難な在宅の知的障害者を対象とするデイサービス事業は、松本圏域内では実施されていないため、同事業の実施も併せて求められているところである。

こうして、同法人は、松本圏域におけるこれらの求めに応えるため、知的障害者の通所授産施設及びデイサービスセンターを設置することとしたものである。

本件事業により通所授産施設が整備されれば、養護学校高等部在籍者の卒業後の進路が拡大されるとともに、本施設における地域と結び付きのある花き栽培や一人一人のレベルに応じた手工芸品作り等の作業活動により、知的障害者の社会参加を大きく促進させることができる。また、デイサービスセンターでは、入浴サービス、機能訓練、創作的活動等、プログラムの提供により、知的障害者が社会参加の機会と生きがいのある生活を得ることができるようになり、共に松本圏域の知的障害者福祉に大きく寄与するものである。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、起業者において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、経済性において優れていることが認められる。また、起業地を含めた一帯は優良農地が広がる田園地帯であるが、起業地はその端部に位置していること、施設が低層であるため日照問題等による他の農地への影響は出ない

と認められること、敷地東側に植栽やフェンスを施し自動車の排気等による民家への影響を抑える措置を講じていると認められることなどから、周辺の土地利用への影響や地区住民の生活環境への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

本件事業により整備する施設は、知的障害者が通所型の福祉サービスを受けるために必要かつ適正な規模であると認められる。また、通所者が作業を行うためのガラス温室等の規模や駐車区画数も適正であると認められ、起業地は本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件(土地を収用することの必要性)

松本圏域においては、知的障害者に対する福祉的就労の場が少なく、また、就労が困難な知的障害者を対象としたデイサービス事業を行う施設もなく、事業の実施と障害者の受け入れを求める声が高まっているため、施設の整備が急務となっている。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
松本市役所

企 画 課

長野県告示第479号

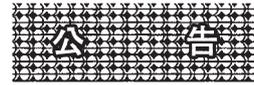
病院内保育所運営事業費補助金交付要綱(昭和50年長野県告示第87号)の一部を次のように改正し、平成15年度の補助金から適用します。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

第3の表中「147,860円」を「145,390円」に改める。

医 務 課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 どんぐり向方塾
- 3 代表者の氏名
中 野 昌 俊
- 4 主たる事務所の所在地
下伊那郡天龍村神原3974番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちのために豊かな自然環境と中高年者の知恵と技術を活用して、子ども達一人ひとりに存在感があり、真心と人への思いやりを大切に、且つ正義と信頼を持って、個々の人間性を高めて人間らしく生きることの実現を目指し、人間として尊厳・人間性を重視した子どもの健全な育成と子どもと高齢者の生きがい作りに関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年10月6日

長野県知事 田 中 康 夫

| 発生した家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 発 生 年 月 日 | 発生群数 | 発 生 の 場 所 又 は 区 域 |
|--------------|---------|------------|------|----------------------|
| 腐 瘍 病 | み つ ば ち | 平成15年9月12日 | 1 | 上伊那郡 飯 島 町 |
| | | 平成15年9月12日 | 1 | 小県郡和田村 |
| | | 平成15年9月17日 | 11 | 北安曇郡 白 馬 村 |
| | | 平成15年9月17日 | 1 | 北安曇郡 小 谷 村 |
| | | 平成15年9月18日 | 1 | 諏訪郡原村 |
| | | 平成15年9月19日 | 4 | 諏訪市 |